

# 堺市断酒連合会 諸規定

理事役務分掌規定  
会費・補助金規定  
断酒継続表彰規定  
付則

平成27年5月28日

堺市断酒連合会

## 理事役務分掌規定

理事はお互いに助け合い協力しあって、本会の発展に尽くすこと。

### 1、会 長

本会を代表し、本会を総理する。

### 2、副会長

会長を補佐し、会長の代理人として対外活動に努める。

(1)行政、医療、公益の各機関との連携を密にし、本会が容易に各機関の援助を受けられるように努めること。

(2)他の断酒会の行事に、代表として参加すること。

### 3、事務局長

本会の業務全般を統轄し、事務を統括する。

(1)会長を補佐し、業務の健全な運営を行うこと。

(2)地域断酒会、専門部の業務の遂行に対し管理調整すること。

(3)専門部間の業務分担の調整を行うこと。

(4)地域断酒会の業務遂行状態を把握するとともに適切な指示をすること。

㊦業務の遂行状態を、毎月1[可会長に報告すること。

㊦事務全般を管理運営すること(総務)。

①総会、理事会の開催のための実務及び総会、理事会の運営並びに議事録を作成すること。

②他の専門部に属さない文書の収受、配布、発送、編纂、保管等を行うこと。

③諸規定を収集し、管理し、内容を理解し、本会運営に支障のないようにすること。

④諸規定の立案をすること。

⑤事務改善を実施し会務の円滑な運営をはかること。

⑥会員の移動を把握し、会員名簿の正確をきすこと。

### 4、会計部長

会の運営に支障のないよう、資産及び金銭の出納を管理すること。

(1)予算原案の作成に関すること。

①収入、支出を全て予算に計上すること。

②予算は会計単位ごとに作り、予算科目は勘定科目に従って区分すること。

③予算作成後に生じた事由により、予算を変更するときは、補正予算を作成すること。

【理事役務分掌規定】

(2)毎会計年度終了後、速やかに次の書類を作成すること。

- ①貸借対照表
- ②収支計算書
- ③決算付属明細書
- ④財産目録

(3)次の会計帳簿を揃え、全ての取引を記入し、整理保管すること。

- ①仕分伝票
- ②日記帳
- ③元帳
- ④その他必要書類

(4)金銭の収支並びに資金の調達及び運用に関すること。

- ①現金出納(概算支払いしたものは確定後速やかに処理すること)
- ②預金の管理
- ③寄附金、補助金の受入れ、及び管理運用

(5)物品の買い入れ、保管に関すること。

- ①物品の買入は、会長の承認を得て買入すること。
- ②物品は常に良好な状態で使用、また払出しできるように保管すること。
- ③物品の管理に当たり帳簿を備え、物品の出納を明確に記載すること。
- ④修理が必要なものは、適切に措置をすること。

## 5、事業部長

総会で決議された事業計画に基づき、各行事を運営する。

- (1)総会、理事会、他の専門部の行う行事以外の行事を運営すること。
- (2)断酒会の行う行事に参加し、協力するために必要な業務を行うこと。
- (3)協力病院との連携協力をはかること。

## 6、企画部長

運営の基本計画の立案と、業務運営の合理化を企画すること。

- (1)毎事業年度の事業計画を立案し、事業部の業務運営に協力すること。
- (2)酒害及び酒害者に関する諸問題の調査研究を行い、本会の目的達成のため企画すること。
- (3)他の専門部と連携し、事業の立案計画に参画すること。
- (4)酒害活動に関する情報を収集整理すること。

## 7、文化部長

会員の健全な心身養成のための文化事業を企画立案し、運営する。

- (1)会員相互の、また他の断酒会会員との親睦をはかるための事業を計画運営すること。
- (2)会員の教養向上に役立つよう勉強会、レクリエーション等を立案し運営すること。

【理事役務分掌規定】

8、体育部長

会員の健全な心身養成のための体育事業を企画立案し、運営する。

- (1)会員相互の、また他の断酒会会員との親睦をはかるための事業を計画運営すること。
- (2)会員の健康向上に役立つようスポーツ、レクリエーション等を立案し運営すること。

9、広報部長

広く社会に酒害の啓蒙をはかり、断酒会を正しく認識されるよう広報活動を行う。

- (1)会誌「断酒さかい」の編集及び発行をすること。
- (2)酒害及びこれに関する刊行物の収集、整理、保管及び会員への紹介をすること。
- (3)他断酒会の広報活動について、情報の収集及び研究をすること。
- (4)報道機関との連携を密にし、断酒会の宣伝に努めること。
- (5)本会の行事及び他断酒会の行事、その他連絡事項を会員に周知徹底させること。

10、監事

監事は理事会の業務遂行状況及び会の資産を監査する。

- (1)理事の業務遂行の状況を監査すること。
- (2)本会の財産の状況を監査すること。
- (3)理事の業務遂行の状況、または本会の財産状況を監視した結果、不備の点があることを発見したときは、是を総会に報告すること。
- (4)前号の報告をするために必要な総会の開催を理事長に請求すること。
- (5)理事の業務遂行の状況、または本会の財産状況について、理事に意見を述べること。
- (6)監査の結果は、文書にして報告すること。

11、断酒会会長

管轄断酒会を統括し、会の健全な運営に努める。

- (1)例会を開催し、会員の断酒継続を図ること。
- (2)事務局長より、毎月1回会員の動静を報告させること。
- (3)毎月会員の断酒継続表彰を行うこと。
- (4)会員の1年表彰時の、寄せ書きを作成すること。
- (5)病院、保健所等公益機関との連携を密にし、会員の治療、更正のため各機関に協力すること。
- (6)各病院の院内断酒会との親交をはかり、酒害者が退院後、本会に入会し断酒継続できるよう援助すること。
- (7)単身者・女性酒害者の対策を研究し、それらの断酒継続に協力すること。
- (8)朋友断酒会との交流を密にすること。

【理事役務分掌規定】

12、断酒会副会長

会長を補佐し、会の健全な運営を行うこと。

(1)会員に対し、例会出席を奨励し、脱落者の防止に努めること。

(2)会員の良き相談相手となり、会員の断酒継続に協力すること。

(3)上部断酒団体や朋友断酒会の行う行事に対し、会員共々参加協力し、会員の統一をはかること。

(4)会員の動静は、速やかに会長に報告すること。

13、断酒会支部長

支部の運営を円滑に行うこと。

(1)例会を開催し、会員の断酒継続を図ること。

(2)会員に対し、例会出席を奨励し、脱落者の防止に努めること。

(3)会員の良き相談相手となり、会員の断酒継続に協力すること。

(4)上部断酒団体や朋友断酒会の行う行事に対し、会員共々参加協力し、会員の統一をはかること。

(5)会員の動静は、速やかに会長に報告すること。

14、断酒会その他の役員

連合会の規約に準ずる。

15、施行細則並びに諸規定

この規約の実施について必要な細則・規定は、理事会の議決により会長がこれを定める。

この規定は平成14年4月1日より実施する。

## 会費並びに補助規定

### 1 会 費

本会に入会した会員は、入会金及び会費を所属断酒会に納入しなければならない。

1、入会金 入会と同時に金500円を納入すること。

2、会 費 定められた月額を毎月納入すること。

但し月の途中で入会した者は、当該月の会費を納入するものとする。

3、断酒会は、それぞれ次の金額を大阪府断酒会及び本会に納入しなければならない。

①大阪府断酒会

入会金500円／人(大阪府断酒会の規定による)

会 費1,000円／人(大阪府断酒会の規定による)

②本会会費

会 費 400円／人

4、改 変

入会金及び会費の内、大阪府断酒会で定められたものについては大阪府断酒会  
施行細則に従い、本会会費については、総会の決議に従うものとする。

### 2 補 助 金

本会の活動のため、また断酒活動奨励のため、会よりその活動の助成として、次の場合はその費用  
の全額または一部を補助する。

1、参加費の50%を補助するもの。

①全断連主催の全国大会の参加費

②近畿ブロック主催の近畿ブロック大会の参加費

2、参加費の30%を補助するもの。

①全断連主催の断酒学校の参加費

②近畿ブロック圏内の断酒会が行う宿泊を伴う研修会の参加費

③大阪府断酒会協力病院が行う宿泊を伴う研修会の参加費

④泉州断酒連合会主催の一日研修会の参加費

3、全日本断酒連盟の代議員に選ばれた者に、その年会費の25%を補助する。

以上

この規定は平成14年4月1日より実施する。

### 3 旅費規程

本会の活動のため、会議・行事に出席参加のために要した交通費を支給する。

1、全日本断酒連盟・近畿ブロック協議会・大阪府断酒会が行う会議に、選ばれて出席する時は、その交通費の全額を補助する。

但し、上部団体より補助のある場合は、その差額とする。

2、その他、理事会が認めたもの。

但し、補助の内容についてはその都度協議決定する。

以上

この規定は平成14年4月1日より実施する。

## 断酒継続表彰規定

本会に人会した会員で、引き続き断酒を継続し、次の各号の条件に該当した者は、その期間に応じて、本人の申告により表彰を受けることができる。

(表彰の条件)

- 1、延滞なく会費を納入していること。
- 2、所属する会の例会に、3分の2以上の出席があること。
- 3、上記の条件を満たさない場合、所属する断酒会の会員総意で認められるもの。

(断酒継続の期間と表彰の種類)

- 1、3か月継続表彰 引き続き断酒を継続し、満3か月を経過した場合は、会より表彰状並びに記念品を添えて表彰する。
- 2、6ヶ月継続表彰 引き続き断酒を継続し、満6か月を経過した場合は、会より表彰状並びに記念品を添えて表彰する。
- 3、1ヵ年継続表彰 引き続き断酒を継続し、満1ヵ年を経過した場合は、大阪府断酒会に申請して、全日本断酒連盟より、表彰状並びに当会より記念品を添えて表彰する。
- 4、各年継続表彰 引き続き断酒を継続し、満2か年以上を経過した場合、及び以後断酒継続1か年ごとに年数に応じて、大阪府断酒会に申請して、全日本断酒連盟より表彰状を添えて表彰する。

但し、3ヶ月、6ヶ月の表彰を受けた者が飲酒し、その後再び断酒継続したときは、所属する断酒会の会長が表彰可否を判断する。尚、記念品は授与しないこととする。

また、1ヵ年及び各年表彰を受けた者が飲酒し、その後再び断酒継続したときは、所属する断酒会の会長が表彰可否を判断する。

以上

この規定は平成25年6月1日より実施する。

【付則】

付 則

下記の行事は本会が行うものとする。

- 1、創立記念大会及び創立記念合同例会
- 2、新年例会・互礼会
- 3、研修会
- 4、断酒会役員勉強会
- 5、新入会員懇談会

下記の活動は本会が援助する。

- 1、同好会活動
  - ①ソフトボール部
  - ②詩吟部
  - ③書道部

下記の行事に掛る会場費は本部が援助する。

- 1、例会場費
- 2、連絡会場費・新人例会場費(但し前記の内1会場のみとする)

以上

この規定は平成27年5月28日より実施する。